



女性に対する暴力に関するヨーロッパの取組について（欧州評議会「女性に対する暴力及びドメスティック・バイオレンス防止条約（イスタンブール条約）」を中心として）

クリス・グリーン、ホワイトリボン・キャンペーン理事

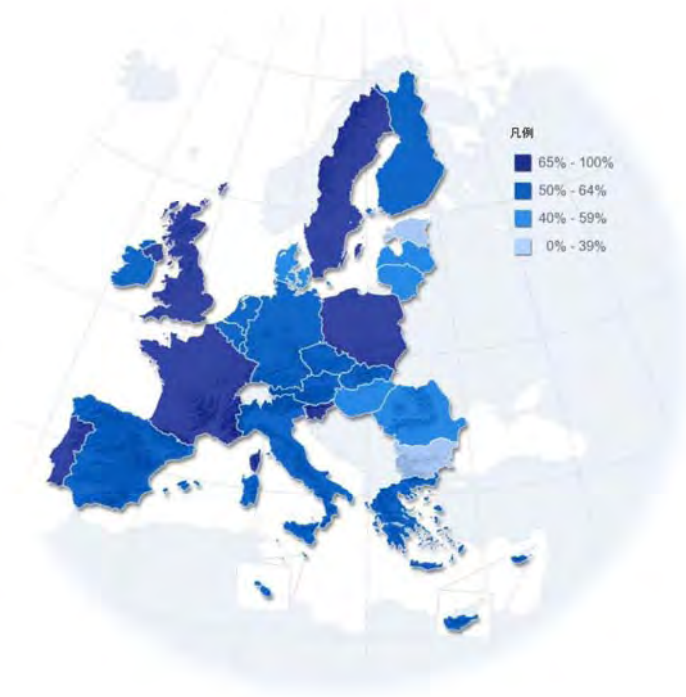
日本 2012年3月

欧州での男性による女性に対する暴力事案の発生状況



「女性に対する暴力防止に関する特別な法律があなたの国にはありますか？」

 スロベニア	68%
 スウェーデン	68%
 フランス	68%
 ポルトガル	65%
 ポーランド	65%
 英国	65%
 スペイン	63%
 アイルランド共和国	61%
 ルクセンブルグ	61%
 キプロス	60%
 EU27か国	59%
 オーストリア	58%
 イタリア	58%
 ベルギー	57%
 ギリシャ	56%
 ドイツ	55%
 マルタ	54%
 オランダ	53%
 チェコ共和国	52%
 フィンランド	50%
 スロバキア	50%
 ハンガリー	49%
 リトアニア	46%
 ルーマニア	45%
 デンマーク	42%
 ラトビア	40%
 ブルガリア	34%
 エストニア	28%



「女性に対する暴力行為が無くなるように、ひとりひとりが家庭で、職場で、社会ではっきり言わなければならない」



「時宜を得たアイデアこそ名案である」



「締約国は、社会の全構成員、特に男性と男子に対して、本条約が対象とするあらゆる形の暴力の防止に積極的に貢献するよう奨励するために必要な措置を取る。(12条)」

欧州評議会「女性に対する暴力及びドメスティック・バイオレンス防止条約(イスタンブール条約)」



良好事例1:防止: ホワイトリボン都市 (12条)





「ですから、暴力に反対する男性のホワイトリボン・キャンペーンをみなさんと一緒に全面的に支持することにしました」
パオロ・マルディーニ（イタリア代表キャプテン）



良好事例2 女性に対する暴力の廃絶に対する スウェーデンのアプローチ:性的取引

- 需要を犯罪とみなす
- 大衆の支持
- 取引される女性の減少
- 性行為に金銭を払う男性の減少
- 性的取引をやめる女性を支援



良好事例3:(50条) オーストリア: 保護命令

- 1997年施行、2009年に拡大改正
- 禁止命令
- 国民感情
- 実施成功のための要件

専門スタッフの教育、系統的な証拠書類の作成、
政治的支援、被害者からの信頼

